

令和 8 年 1 月 5 日

滋賀県理学療法士会役員選挙実施要綱 2026 年（令和 8 年）度

公益社団法人滋賀県理学療法士会
選挙管理委員会

1. 選挙すべき職と定数

役員候補者 11 名

監事候補者 2 名（うち 1 名は会員外から選出）

2. 選挙人について

（1）投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。

（2）選挙人、被選挙人資格について

1) 選挙人及び被選挙人は 2026 年（令和 8 年）1 月 5 日の時点において、会員（正会員・名誉会員）として登録されている者とする。

選挙人及び被選挙人の資格のない者は以下のとおりとする。

①休会者

②会員未登録者

③会員資格が停止されている者

2) 選挙人、被選挙人名簿の作成

2026 年（令和 8 年）1 月 5 日（告示日）時点の会員台帳をもとに、告示日時点の選挙人名簿および被選挙人名簿を作成する。

3. 選挙の告示について

（1）選挙告示日は 2026 年（令和 8 年）1 月 5 日とする。

役員選挙告示は、士会ホームページ等に掲載するとともに、メーリングリストの連絡先に通知する。

（2）上記（1）にしたがい、各種担当者に対して、告示日に掲載できるよう事前に提出する。

4. 立候補の受付について

（1）受付時期

1) 立候補受付期間は、2026 年（令和 8 年）1 月 19 日（月）正午から 2026 年（令和 8 年）2 月 13 日（金）正午とする。

（2）受付数が定数に満たない場合

- 1) 立候補者が定数に満たない場合は、その旨を滋賀県理学療法士会理事会へ報告する。
- 2) 報告を受けた理事会は、令和8年の総会までに推薦する。

（3）立候補届の様式

- 1) 届出はWebのみとする。
- 2) 包括的会員管理システムのマイページから、立候補の届出を行なう。
- 3) マイページログイン後、令和8年1月5日現在の協会登録の氏名、会員番号、所属等が自動表示される。自動表示された内容の一部は変更ができない。
- 4) 自薦、他薦を選ぶ。
- 5) 他薦の場合は推薦者を2名とし、推薦された者が推薦者情報と立候補の趣旨に推薦文を入力する。
- 6) 立候補趣旨および県士会活動歴は指定された箇所に入力する。
- 7) 立候補趣旨および県士会活動歴は全角のみで1000字以内とし、最大40字×最大25行の枠内に収まるように作成する。
- 8) 掲載順位を決定するための抽選回数（1～9）を入力する。
- 9) 写真
本人のみ、上半身、脱帽、カラー、告示日から3ヶ月以内に撮影されたもの、デジタルデータの形式はJPEGとし、容量は2メガバイト以内とする。

5. 立候補届の受理

（1）受付

立候補受け付け終了時点の状態をもって最終受付とする。Webによる受付が完了すると、メールが自動送信されるが、これはあくまでも手続きを受け付けたとの意味であり、立候補届の正式受理を意味するものではない。

（2）受理

立候補受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、立候補届で受理書を交付する。また受理後であっても明らかな虚偽記載や選挙違反等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

6. 立候補者一覧および選挙公報について

（1）立候補者公表

立候補者の氏名や趣旨の公表については、令和8年2月16日を目途に県士会ホームページ上に掲載する。立候補者名簿掲載順、選挙公報掲載順、投票画面氏名掲載順は同一とし、それらについては、立候補届受理後、抽選により決定する。

7. 選挙活動

立候補者およびその関係者は公序良俗に反する選挙活動を行い、または関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。

日本理学療法士協会ホームページを参照してください。

8. 投票について

(1) 投票期間 :

2026年（令和8年）3月9日（月）正午～2026年（令和8年）3月23日（月）
正午

(2) 投票方法 :

県士会ホームページの投票サイトへアクセスをする。選挙規定（14）に従い、
投票は定数連記方式とする。

(3) 定数を超えて投票した場合は、これを受け付けない。

(4) 立候補者が定数以内の場合は投票を行なわない。

9. 開票について

(1) 開票日

2026年（令和8年）3月23日（月）正午以降、済生会滋賀県病院にて行なう。

(2) 開票立会人の選出

- 1) 開票立会人は、選挙管理委員ではない選挙人の中から選出する。
- 2) 選出にあたっては5名を選び、3名を立会人、2名を予備立会人とする。
- 3) 予備立会人は予め順位を定める。

(3) 投票データの保管について

- 1) 投票期間中は、選挙管理委員長及びシステム管理者（会員以外）のみ投票システム管理画面にアクセスできる。
- 2) 選挙管理委員長は、開票日に選挙管理委員と開票立会人の立会いのもと、投票データをダウンロードする。
- 3) 選挙管理委員長の指名により、システム管理者（会員以外）が投票システムを操作することができる。

(4) 当選人について

- 1) 定数内連記投票では、得票数の多い者から順に、選任順を決める。
- 2) 最下位同数票の場合は選挙管理委員立会いのもと、開票終了後1週間以内に抽選で選任順を決める。
- 3) 定数を満たさず、滋賀県理学療法士会理事会から推薦された理事・監事候

補者は無投票当選とする。

(5) 選挙結果

選挙結果による選任順は県士会ホームページ上にて開票日の令和8年3月23日以降に速やかに発表する。

9. 異議申し立てについて

- (1) 異議申し立ての期間は選挙結果公示日から1週間とする。
- (2) 異議申し立ての受付は電子メールによるものとし、申し立て先は選挙管理委員会とする。
- (3) メールアドレス : kozawa-k(a)saiseikai-shiga.jp
送信の際は(a)の部分を@に変更してください。

10. 当選証書の発行

当選証書は、総会において選任順位に基づき選任され、承認された者が当選人となり、速やかに交付する。

選挙方法に関する事項

Web選挙は、株式会社エム・イー・シー（MEC）社が担当する。同社のi-Vote（選挙システムアイボート）を利用する。

株式会社エム・イー・シー

郵便番号 106-0045 東京都港区麻布十番 4-6-8 二進ビル2F

TEL : 03-5730-3325

以上